

国民健康保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。4 国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。6 保健事業については、新町において調整する。7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。	

「協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い
調整の内容	1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。 3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。 4 国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。 5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6 保健事業については、新町において調整する。 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。

42

区分	現況			調整の具体的内容				
	幕別町	更別村	忠類村					
国民健康保険税				賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調				
賦課形態	保険税	保険税	保険税					
被保険者数	8,636人	2,018人	849人					
世帯数	3,986世帯	653世帯	341世帯					
税率	医療保険分	所得割	8.5%		所得割	3.8%	所得割	3.7%
		資産割	10.0%		資産割	35.0%	資産割	30.0%
	応益	均等割	30,000円		均等割	16,000円	均等割	24,000円
		平等割	36,000円		平等割	22,000円	平等割	31,000円
介護保険分	応能	所得割	0.40%		所得割	0.26%	所得割	0.37%
		資産割	4.0%		資産割	3.6%	資産割	3.0%
	応益	均等割	5,500円	均等割	5,300円	均等割	5,800円	
		平等割	3,500円	平等割	3,700円	平等割	4,900円	

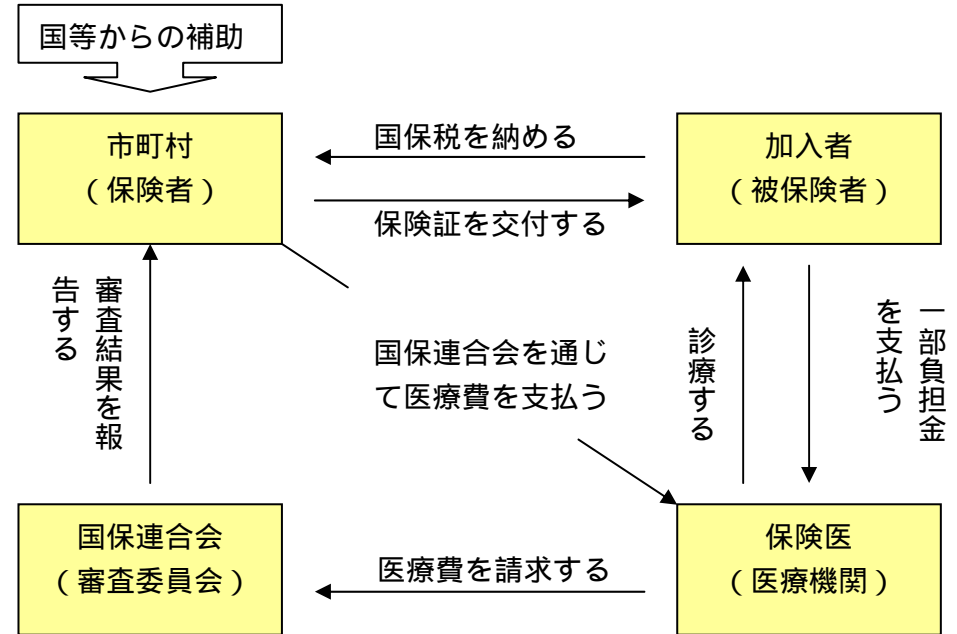
区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
国民健康保険税 (つづき)				<p>整し、幕別町の税率を基準に統一する。</p> <p>ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。</p> <p>納期については、合併時まで調整する。</p>
課税限度額	医療保険分 530,000円	医療保険分 530,000円	医療保険分 530,000円	
	介護保険分 80,000円	介護保険分 80,000円	介護保険分 80,000円	
法定軽減制度	7割・5割・2割	6割・4割	7割・5割・2割	
納期	第1期 6月16日 ~ 同月30日まで 第2期 8月16日 ~ 同月31日まで 第3期 9月16日 ~ 同月30日まで 第4期 10月16日 ~ 同月31日まで 第5期 11月16日 ~ 同月30日まで 第6期 12月1日 ~ 同月25日まで	第1期 8月11日 ~ 同月31日まで 第2期 10月11日 ~ 同月31日まで 第3期 12月1日 ~ 同月20日まで 第4期 2月11日 ~ 同月28日まで	第1期 7月1日 ~ 同月31日まで 第2期 10月1日 ~ 同月31日まで 第3期 12月1日 ~ 同月25日まで	
保険給付	療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 10,000円	療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 10,000円	療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 10,000円	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
高額療養費貸付あ っせん	貸付金額 高額療養費支給見込 額の90%以内 貸付利息 無利息	貸付金額 高額療養費支給見込 額の90%以内 貸付利息 無利息	貸付金額 高額療養費支給見込 額の90%以内 貸付利息 無利息	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
保健事業	医療費通知 健康教育講演会の実施 健康教育	医療費通知 (健康教育等は、一般会計において実施)	医療費通知 (健康教育等は、一般会計において実施)	新町において調整する。
国民健康保険運営協議会	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 3名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名 ・公益を代表する委員 3名	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 3名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名 ・公益を代表する委員 3名	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 2名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2名 ・公益を代表する委員 2名	合併時に統合する。

国民健康保険制度の概要

1. 国民健康保険

国民健康保険（国保）とは、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように加入者がお互いに支えあう制度です。国保は、国保税と国などからの補助金などによって、私たちの住む市町村が運営をしています。



2. 国民健康保険の加入者

日本では、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、すべての人が医療保険に加入することになっています。（国民皆保険制度）

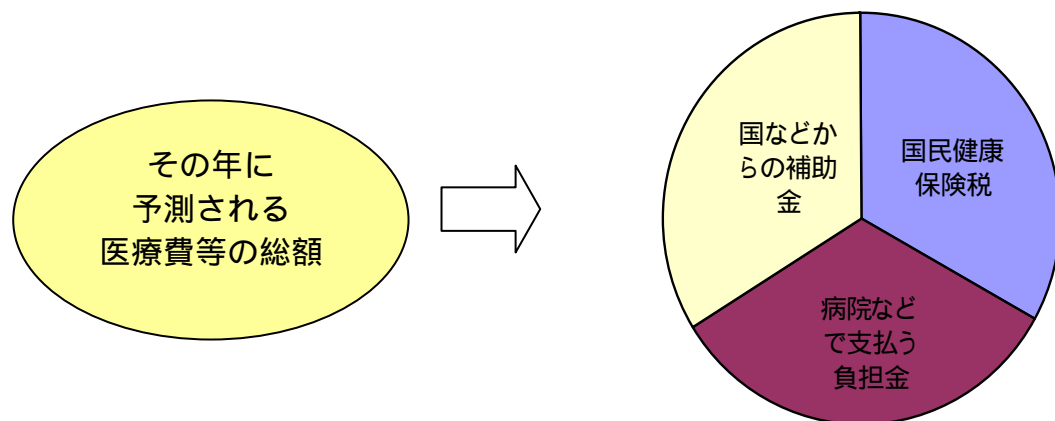
職場の健康保険に加入している人（扶養家族も含む）や生活保護を受けている人を除き、その市町村に住んでいる人はすべて国保に加入しなければなりません。

国保に加入する人

- ・ お店などを経営している自営業の人
- ・ 農業や漁業などを営んでいる人
- ・ 退職して職場の健康保険をやめた人
- ・ パートやアルバイトなどをしている、職場の健康保険に加入していない人
- ・ 外国人登録をされていて、1年以上日本に滞在するものと認められた外国人

3. 国民健康保険税

国民健康保険税（国保税）は、国などの補助金とともに国保の給付費用などにあてる財源となっています。その年に予想される医療費や老人保健の拠出金などの総額から、加入者が病院で支払う一部負担金や国などからの補助金などを差し引いた分が国民健康保険税として集めなくてはならない総額となります。国保税は、これを所得、資産、加入者数及び加入世帯数に応じて割り振り、決められています。また、40歳以上64歳以下の人は、医療保険分と併せて、介護保険分も納付することになっています。



1世帯当りの国民健康保険税の決まり方
 現在3町村では、国民健康保険税の総額を次の4つの項目に割り振り、それらを組み合わせて1世帯ごとの税額が決められます。

応能割	所得割	世帯の所得額に応じて計算
	資産割	世帯の資産税額に応じて計算
応益割	均等割	1人当たりいくらとして計算
	平等割	1世帯当たりいくらとして計算

上記の方式のほか、資産割を除いた方式や資産割、平等割を除いた方式があり、市町村によって異なります。

4. 3町村の保険税率等

区分		幕別町	更別村	忠類村	
医療保険分	応能割	所得割	8.50%	3.80%	3.70%
		資産割	10.00%	35.00%	30.00%
	応益割	均等割	30,000円	16,000円	24,000円
		平等割	36,000円	22,000円	31,000円
課税限度額		530,000円	530,000円	530,000円	

5. 国民健康保険税の減額

所得が一定基準以下の世帯については、国民健康保険税のうち、応益割額（均等割額と平等割額の合計）部分を段階的に減額し、国民健康保険税を軽減する制度（法定軽減制度）が定められています。軽減の割合は、世帯の所得段階によって区分され、さらに、市町村の賦課総額に占める応益割総額の割合（応益割合）に応じて異なります。

医療分の応益割合（平成15年度国民健康保険税の賦課状況等に関する調査）

幕別町	応益割（49.2%）	応能割（50.8%）
更別村	応益割（29.8%）	応能割（70.2%）
忠類村	応益割（49.5%）	応能割（50.5%）

世帯の合計所得	市町村の応益割合		
	35%未満 （更別村）	45%以上～55%未満 （幕別町・忠類村）	35%以上 45%未満 55%以上
33万円以下	5割軽減	7割軽減	6割軽減
33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 1) 以下	3割軽減	5割軽減	4割軽減
33万円 + 35万円 × 被保険者数 以下	軽減なし	2割軽減	軽減なし

地方税法施行令の改正（平成7年）に伴う経過措置として、当分の間、5割軽減を6割軽減に、3割軽減を4割軽減にすることができるものとされており、更別村については経過措置により6割軽減及び4割軽減を適用している。

（例）所得額が33万円、固定資産税額2.9万円、被保険者2名の場合（医療分のみ計算）

【幕別町】7割軽減を適用

所得割・・・(330,000円 - 330,000円（基礎控除） = 0円) $0 \times 8.5 / 100 = 0$ 円

資産割・・・29,000円 × 10/100 = 2,900円

均等割・・・30,000円 × 2名 = 60,000円 （軽減：60,000 × 0.7 = 42,000） 60,000 - 42,000 = 18,000円

平等割・・・36,000円 （軽減：36,000 × 0.7 = 25,200） 36,000 - 25,200 = 10,800円

軽減適用前の税額・・・所得割（0） + 資産割（2,900） + 均等割（60,000） + 平等割（36,000） = 98,900円（百円未満切り捨て）

軽減適用後の税額・・・所得割（0） + 資産割（2,900） + 均等割（18,000） + 平等割（10,800） = 31,700円（百円未満切り捨て）

67,200円の軽減

【更別村】6割軽減を適用（経過措置を適用中）

所得割・・・(330,000円 - 330,000円(基礎控除) = 0円) $0 \times 3.8 / 100 = \underline{0}$ 円

資産割・・・29,000円 $\times 35 / 100 = \underline{10,150}$ 円

均等割・・・16,000円 $\times 2$ 名 = 32,000円 (軽減: $32,000 \times 0.6 = 19,200$) $32,000 - 19,200 = \underline{12,800}$ 円

平等割・・・22,000円 (軽減: $22,000 \times 0.6 = 13,200$) $22,000 - 13,200 = \underline{8,800}$ 円

軽減適用前の税額・・・所得割(0) + 資産割(10,150) + 均等割(32,000) + 平等割(22,000) = 64,100円(百円未満切り捨て)

軽減適用後の税額・・・所得割(0) + 資産割(10,150) + 均等割(12,800) + 平等割(8,800) = 31,700円(百円未満切り捨て)
32,400円の軽減

【忠類村】7割軽減を適用

所得割・・・(330,000円 - 330,000円(基礎控除) = 0円) $0 \times 3.7 / 100 = \underline{0}$ 円

資産割・・・29,000円 $\times 30 / 100 = \underline{8,700}$ 円

均等割・・・24,000円 $\times 2$ 名 = 48,000円 (軽減: $48,000 \times 0.7 = 33,600$) $48,000 - 33,600 = \underline{14,400}$ 円

平等割・・・31,000円 (軽減: $31,000 \times 0.7 = 21,700$) $31,000 - 21,700 = \underline{9,300}$ 円

軽減適用前の税額・・・所得割(0) + 資産割(8,700) + 均等割(48,000) + 平等割(31,000) = 87,700円(百円未満切り捨て)

軽減適用後の税額・・・所得割(0) + 資産割(8,700) + 均等割(14,400) + 平等割(9,300) = 32,400円(百円未満切り捨て)
55,300円軽減

6. 保険給付

- (1) 療養の給付・・・病院などの窓口で保険証を提出すれば、総医療費のうち、年齢などに応じた一部負担金（自己負担割合は下記の表参照）を支払います。

その差額は、療養の給付として国保から負担されます。

年 齢	自己負担割合
70 歳以上	1 割
一定以上所得者	2 割
3 歳以上 70 歳未満	3 割
3 歳未満	2 割

(例) 3 歳以上 70 歳未満の場合

総医療費 (10,000 円)	
7,000 円 保険給付割合 (7 割)	3,000 円 自己負担割合 (3 割)

- (2) 療養費・・・次のような場合で、いったん全額負担したとき、国保の窓口へ申請し、審査で決定すれば、7 割（自己負担割合が 3 割の場合）が療養費として払い戻されます。

不慮の事故などで保健医療機関以外で治療を受けたケースや、旅先で急病になり保険証を持たずに治療を受けたとき

手術などで輸血に用いた生血代（医師が必要と認めた場合）

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき

はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）

骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき

海外渡航中に治療を受けたとき

- (3) 高額療養費・・・医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として、申請により支給されます。

- (4) 移送費・・・緊急その他やむを得ない事情により、医療を受けるために病院等に移送されて費用がかかったときは、申請により保険者が必要と認めた場合に支給されます。

- (5) 出産育児一時金・・・被保険者が出産したときに支給されます。

- (6) 葬祭費・・・被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

国民健康保険事業の取扱いに関する法令

○地方税法（昭和25年法律226号）

（国民健康保険税）

第703条の4 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。）の分賦金とする。次項において同じ。）に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金とする。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

3 国民健康保険税のうち国民健康保険法第8条の2に規定する被保険者（以下本節において「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下本節において「一般被保険者」という。）に係る国民健康保険税の標準基礎課税総額は、次に掲げる額の合算額（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。

(1) 当該年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額

(2) 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金の見込額

ロ 当該年度分の国民健康保険法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該年度の同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

- 4 前項の標準基礎課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準基礎課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の40
	資産割総額	100分の10
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の50

- 17 第5項又は第12項の基礎課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第5項の基礎課税額と第12項の基礎課税額との合算額)は、53万円を超えることができない。

- 18 国民健康保険税のうち標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該額のうち当該市町村の分賦金の額)とする。

- 19 前項の標準介護納付金課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準介護納付金課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の40
	資産割総額	100分の10
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の50

- 20 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

- 26 第20項の介護納付金課税額は、8万円を超えることができない。

(国民健康保険税の減額)

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。)及び山林所得金額の合算額が、第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者(当該納税義務者を除く。)の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

- 2 前条第4項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合(当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないことを認めるときを除く。)においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

○地方税法施行令(昭和25年法律第245号)

(国民健康保険税の減額)

第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、国民健康保険の被保険者一人について24万5千円とする。

- 2 法第703条の5第1項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。
(2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯(イ)から(ハ)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める割合

- (イ) 前年度又は当該年度における法第703条の4第4項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額)の一般被保険者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第8条の2に規定する被保険者以外の国民健康保険の被保険者をいう。)に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合(以下「応益割合」という。)が100分の45以上100分の55未満の市町村 10分の7

(ロ) 前年度及び当該年度における応益割合が100分の35未満の市町村 10分の5

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる市町村以外の市町村 10分の6

ロ イに掲げる世帯以外の世帯(イ)から(ハ)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める割合。

- (イ) 前年度又は当該年度における応益割合が100分の45以上100分の55未満の市町村 10分の5

(ロ) 前年度及び当該年度における応益割合が100分の35未満の市町村 10分の3

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる市町村以外の市町村 10分の4

- 3 法第703条の5第2項に規定する政令で定める基準に該当する市町村は、前年度又は当該年度における応益割合が100分の45以上100分の55未満の市町村とする。
- 4 法第703条の5第2項に規定する政令で定める金額は、法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
- 5 法第703条の5第2項に規定する被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額に係る政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額）について行うこと。
 - (2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

附 則〔平成7年政令第150号〕

（施行期日）

第1条 この政令は、平成7年4月1日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第10条 前年度及び当該年度における応益割合（新地方税法施行令第56条の89第2項第2号イ（イ）に規定する応益割合をいう。）が100分の35未満の市町村は、同号の規定にかかわらず、当分の間、同号イ（ロ）に規定する割合を10分の6と、同号ロ（ロ）に規定する割合を10分の4とすることができる。

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

（療養の給付）

第36条 市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（療養費）

第54条 保険者は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 保険者は、被保険者が被保険者証を提出しないで保険医療機関等又は特定承認保険医療機関について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者証を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（移送費）

第54条の4 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が療養の給付（特定療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令の定めるところにより保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

（高額療養費）

第57条の2 保険者は、被保険者の療養（食事療養を除く。次項において同じ。）に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、特定療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

(その他の給付)

第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

(保健事業)

第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

先進事例

みさやまし 篠山市(兵庫県)

- (1) 国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- (3) 財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。
- (4) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付報奨金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- (5) 督促手数料については、篠山町の例による。
- (6) 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- (7) 保健事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。

西東京市(東京都)

- (1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- (2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- (3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

ふじかわくちこまち 富士河口湖町(山梨県)

- (1) 国民健康保険事業については、新町においても積極的に保健事業、健康づくり事業を取り入れ、住民の健康管理を推進する。
- (2) 国民健康保険の税率については、合併する年度の翌年度から統一し、納期は8期とする。
- (3) 基金については、合併後の国民健康保険事業の運営に支障のない範囲でそれぞれ持ち寄る。

おおさきかみじまちょう
大崎上島町(広島県)

- (1) 国保運営協議会については、新町において調整する。
- (2) 保険給付の取扱いについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 高額療養費の取扱いについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 被保険者証の更新については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (5) 滞納世帯の被保険者証の更新については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6) 国民健康保険税(医療保険分)の取扱いについては、合併時までに急激な負担とならないように税率を定め、納期は木江町に合わせ、8期とする。
- (7) 国民健康保険税(2号介護保険者分)の取扱いについては、合併時までに急激な負担とならないように税率を定め、納期は木江町に合わせ、8期とする。

いなべ市(三重県)

- (1) 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、4町に差異がないため、現行のとおりとし、葬祭費については、30,000円とする。
- (2) 保健事業については、4町の事業の現況を踏まえ、4町で相違のあるものは合併時までに調整し統一するものとし、4町で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 保険料率については、統一を図るものとする。

しんぐうし くまのがわちよう きたやまむら
新宮市・熊野川町・北山村合併協議会(和歌山県 合併予定-平成17年1月)

- (1) 賦課方式については、新宮市の例により「保険税」とする。
- (2) 保険税率は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度以降5年間の経過措置を設け、段階的に調整するものとし、平成22年度に統一する。納期については、合併する年度の翌年度より本算定のみ10期とする。
- (3) 保険給付事業の出産育児金については、現行のとおりとし、葬祭費については、新宮市の例による。
- (4) 保健事業については、新市において調整する。
- (5) 国民健康保険運営協議会については、新市において調整する。
- (6) 国民健康保険の基金については、新市における国保財政の健全化に資するため、合併時に3市町村の基金全額を持ち寄るものとする。